

新潟民謡節美会規約

第1章 総則

第1条 (名 称)

本会は、新潟民謡節美会と称し、事務所を新潟市に置く。

第2条 (目 的)

本会は、会の設立者故鈴木節美師匠の意志を引き継ぎ、新潟民謡の保存、普及、発展に努め、地方文化の一助となす事により、新潟市の繁栄と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、前条の目的達成するため、次の事業を行う。

- (1) 財団法人日本民謡協会の、行事参加と協力。
- (2) 新潟市民謡連盟の、行事参加と協力。
- (3) 新潟市伝承芸能保存会の、行事参加と協力。
- (4) その他、目的達成のため必要な事業。

第2章 会 員

第4条 (会員の資格)

新潟市及び新潟市近郊の、第2条の目的に賛同する者、及び会が必要とする個人。

第5条 (入会の手続き)

本会の会員になろうとするときは、会員全員の承認を得なければならない。

第3章 会 議

第6条 (総 会)

- (1) 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎会計年度終了後速やかに開催し、臨時総会は必要に応じて開催することが出来る。
- (2) 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

第7条 (会議の議長)

会議の議長は、総会において選出する。

第8条 (総会の決議事項)

総会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算と会計監査報告
- (4) 役員を選任
- (5) その他重要事項

第4章 役 員

9条 (役員区分)

1. 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 日民協支部長
- (4) 立ち方部長
- (5) 地方部長
- (6) 会計部長
- (7) 会計監査役

2. 前項に定める役員その他、顧問、相談役及び参与を置く事が出来る。

第10条 (選任方法)

各役員は、総会の決議において選任されるものとする

第11条 (任 務)

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括するとともにその任務を遂行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長都合ある時はその任務を代行する。
- (3) 日民協支部長は、財団法人日本民謡協会の、連絡業務を遂行する。
- (4) 立ち方部長、地方部長は、会の芸技能向上に尽力する。
- (5) 会計部長は、会員の会費、寄付金等及び会の事業収支の管理をする。

第5章 会 計

12条 (資 産)

本会の資産は、会員の会費、事業収入、寄付金並びにその他の収入をもって構成する。

13条（会費）

（1）本会は、毎月1,500円の会費を徴収する。また必要ある場合は臨時会費を徴収する事が出来る。

（2）納入した会費は、返戻しないものとする。

14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則 この会則は、平成20年4月1日から実施する。